

利用上の注意

1 調査の目的

商業統計調査は、わが国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサスー活動調査の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサスー基礎調査との同時調査(一体的)により実施した。

年次別の調査期日は、次のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店
” 29 ”	9月1日	”	” 60 ”	5月1日	卸売・小売業
” 31 ”	7月1日	”	” 61 ”	10月1日	一般飲食店
” 33 ”	7月1日	”	” 63 ”	6月1日	卸売・小売業
” 35 ”	6月1日	”	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
” 37 ”	7月1日	”	” 3 ”	7月1日	卸売・小売業
” 39 ”	7月1日	”	” 4 ”	10月1日	一般飲食店
” 41 ”	7月1日	”	” 6 ”	7月1日	卸売・小売業
” 43 ”	7月1日	”	” 9 ”	6月1日	”
” 45 ”	6月1日	”	” 11 ”	7月1日	” (簡易調査)
” 47 ”	5月1日	”	” 14 ”	6月1日	卸売・小売業
” 49 ”	5月1日	”	” 16 ”	6月1日	” (簡易調査)
” 51 ”	5月1日	”	” 19 ”	6月1日	卸売・小売業
” 54 ”	6月1日	”	” 26 ”	7月1日	”

注)平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

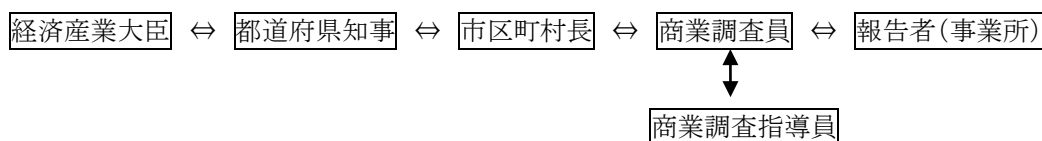
商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による「大分類 Iー卸売業・小売業」に属する民営事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業中、精算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

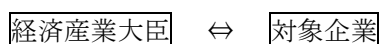
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、次のとおり。

- (1) 報告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する
又はオンライン提出による**調査員調査方式**



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して
経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する**本社等一括調査方式**



6 集計対象について

産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所(調査対象事業所)全てを集計しているが、年間商品販売額、その他の収入額及び売場面積は、当該調査項目の数値が得られた事業所について集計した。

ただし、掲載表1-2については、産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、次の全てに該当する事業所(集計対象(有効回答)事業所)について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと、
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、ほかの掲載表と、事業所数・従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額、その他の収入額及び売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている。

7 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備や産業用機械(農業用器具を除く)などを販売する事業所

- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類 R-サービス業(他に分類されないもの))とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)。
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業(大分類 E)に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、臨時雇用者を含まない。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 上記以外の雇用者のうち、平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

(5) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(6) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料や製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したものをいう。

(7) 売場面積(小売業のみ)

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、豊小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていない。

8 その他

(1) 年間商品販売額、その他の収入額

「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 統計表の数値

「平成26年商業統計調査 集計結果の概要」に掲載している統計表は、「平成26年商業統計調査」の調査票情報を使用し、富山市が独自に集計した。